

安全・衛生 — じゃーなる — Journal

178
2020.12

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろウビル5F TEL011-272-8855 FAX011-272-8880 ■発行責任者：緑川 義昭



年末・年始は無災害・無事故で！ 慌ただしさの中でも不安定行動の回避を！

12月に入り年の瀬を迎えましたが、今年は新型コロナウイルス感染症の拡大から市民・労働者の生活行動や様式は変化し、営業自粛や休業が余儀なくされた業種がある一方で、需要が急増する業種もあるなど、勤務や業務形態にも影響し、保健・衛生従事者の労働災害が増えています。冬季に入り感染症がさらに広がり、北海道を含め一部地域では自治体からの行動自粛要請などもあり例年の年末・年始とは異なる様相となっていますが、この時期は1年間の仕事納め、仕事はじめという意識が働き、大掃除や設備・機器の点検整備など非定常作業が増えます。安全面の他、過重労働やコロナ対策など心身の負荷から体調を崩すケースも想定されるなど健康や衛生面での注意喚起も特に必要です。加えて北海道は積雪等による転倒や自動車事故など通勤や移動の祭の冬型事故にも気を配らなければなりません。

こうした状況を踏まえ、中央労働災害防止協会（以降中災防）は、各職場が年末年始を無災害で明るい新年を迎えるための取り組みを促進するという趣旨で毎年、年末年始無災害運動をすすめています。この運動は厚労省の後援のもと、中災防が主唱し、1971年からはじめて、今年で50回目を迎え、働く人たちの労災防止の意識化を図ってきています。

実施要領では、労働災害は長期的に減少し、2019年度は死病者数845人と過去最少で、死傷者数も4年ぶりに減少に転じたとする一方で、第3次産業をはじめ一部業種で増加に歯止めはかかかっていないと指摘します。感染症の影響で製造業、飲食店、宿泊業の労働災害は減少し、一方で食品等の小売業、医療や社会福祉施設等の保健衛生業、日用品等を運搬する陸上貨物輸送業は前年同期を上回るとし、コロナ禍での労働者の生産性を高めつつ、安全で健康に働く職場環境・体制の早急な整備の必要性を強調しています。

高年齢労働者の急増に伴い、高年齢者雇用安定法「改正」、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインが策定された。また「職長」の能力向上教育カリキュラムの策定、労働施策総合推進法「改正」によるパワハラ防止対策の義務化、石綿障害予防規則「改正」による解体工事等での石綿ばく露防止対策の強化、「溶接ヒューム」を特定化学物質とする規則改正など法令整備をすすめたとし、日常の安全衛生活動や教育の中での周知徹底を求めています。

とりわけ、年末年始は大掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなる他、積雪や凍結による転倒等の危険性が増すことなどから、各職場では、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定型作業時における安全確認の徹底、高所作業におけるフルハーネス型墜落制止用器具の整備を含めた保護具等の点検の実施、感染予防を含めた労働者の健康状態の確認など、経営者、労働者が一丸となって一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えるなど、全員で取り組むことの重要性について強く訴えています。こうした運動の趣旨を確認し、各職場

において意識的にとりくみをすすめていくことが重要です。以下、実施時期、運動標語です。

■実施時期 2020年12月15日～2021年1月15日

■運動標語 「きっちり確認 ゆっくり休息 しっかり準備 年末年始無災害」

事業場での実施事項（一部掲載）

- 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- 年始時期の作業開始時の安全確認の徹底
- OKY活動を活用した非定常作業の労災防止対策の徹底
- 機械設備に係る一斉検査および作業点検前の実施
- 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底、安全衛生パトロールの実施
- 化学物質のリスクアセスメントの実施や化学物質管理の徹底
- フルハーネス型墜落防止用器具など安全保護具・労働衛生保護具の点検・整備
- 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- 交通労働災害防止対策の推進
- 高齢者を含め健康的な生活習慣に関する健康指導の徹底
- コロナやインフルエンザ等の感染症予防対策の徹底
- 過重労働をしない・させない職場環境づくり
- 職場のハラスメント防止につながる取組の推進



過労死等が起こらない職場や社会に！ 決して他人事ではない、自分事に！

厚生労働省主催の過労死等防止対策推進シンポジウムが11月27日、札幌市で開催され、基調講演を中心に、過労死防止の事例報告、遺族会の報告等の内容で行われました。主催は北海道労働局で、過労死等防止推進月間の一環として国民の関心を高め、自分自身にかかわる問題として過労死防止に取り組みたいと決意を含め挨拶。来賓は、北海道庁及び札幌弁護士会で、挨拶した弁護士は過労死等が起きた後の依頼や相談で正当な弁護や判断はできるが健康や命は戻らない。過労死等の実態を知り、知識を深め、何ができるか問い続けるなど一人ひとりできることを模索していくことが大切と訴えました。

基調講演は、「取材から見てきた過労死の実態」を演題に、過去に大手新聞社に勤め、現在は主に労働問題をテーマにフリーの新聞記者として活躍している牧内昇平さんが行いました。講演は、「専門的な知識を持っているわけではないが、新聞記者として多くの過労死遺族を取材し、感じたこと考えたことを講演で思いの丈を語りたい」という言葉から始まりました。牧内さんは、過労死の要因は主に長時間労働だが、勤務時間の不規則さや人間関係にかかわるハラスメントなど、職場には様々なストレスがあり、そうした要因が複雑に重なり合っていると、過労死の背景が一つではないことを強調しています。

過労死の調査から死因は、①睡眠不足や居眠りによる事故、②うつ病など精神疾患による自死、③脳疾患や心疾患などの病気に大別されるといいます。具体的には、①働きざかりの体育教師が授業の他、進路指導や生徒指導、部活動など業務多忙で、修学旅行の引率後に脳疾患で倒れ1ヶ月後に死亡、②報道記者として取材が過密化する選挙期間中に心不全で死亡、③ステーキ店長が上司からパワハラで閉店後にビル内で自死、④徹夜の会場装飾後の帰宅中に居眠り運転で事故死、の事例を上げて説明がありました。

取材でわかったこととして、過労死は、あらゆる業種で、仕事熱心や真面目であるなしにかかわらず起き、傾向を分類することは難しい。決して特殊ではなく、普通の人でも起こりえるので、「他人事にするのではなく、自分事にする」ことを力説しています。自分が弱いなど自己責任の主張もあるが絶対に違わし、自分にもいつ起きるかわからないなど過労死に対する考えを深め、自分事としてなくすよう水平展開をし、広げることが重要と強く訴えています。

牧内さんが、過労死を「自分事」として考えるようになった契機は、2012年に過労自死で父親を失った当時6歳のマー君の詩を読んだ時で、マー君の父親と自分とをオーバーラップさせて息子のことを考え、過労死に対する考え方や自分の働き方を見つめ直すようになったといっています。当時の牧内さんは、大手新聞社に勤務し、上昇志向もあってワシントンの特派員を目標にすえ、財務省の経済担当として朝まわり取材、夜まわり取材に明け暮れたといっています。5時半には起床し、深夜2～3時に就寝する日課で、家にいると取材や記事が書けないと不安で仕方なく、過労死候補生だったと述懐しています。一方、妻さんは子育てを一人で担い、誰にも相談できない中で体調を崩したと言っています。上司は、こうした状況を見て財務担当から労務担当に異動させ、牧内さんは過重労働から解放されて、マー君の詩に出逢っています。

マー君のお父さんは、当時40代で関西地方の市役所に勤務し、20年以上の経験を持つベテラン職員。マー君の上に姉がいる4人家族で、家族思いの父親だったそうです。父親の業務は、条例や規則づくりの担当で、持ち帰り残業を含めて月200時間以上の長時間労働でした。自死の現場は、県境の大阪付近で数時間滞在の跡があり、そこで遺書を書き残しています。1つは、職場宛で業務を押しつけられたことや相談できる人がいなかったこと、業務を遂行する気力を失せたことなどが書かれ、「死んで詫げる」という言葉を残しています。マー君には、「親らしいことはできなかった」「マー君の笑顔が忘れられない」と綴っています。牧内さんは、自死した父親に仕事以外の原因はない。生きたいという気持ちを持っていたといい、自死する人は「本当は生きたいという気持ちを持っている」と言い切っています。家族の形態や考え方については、色々な考え方があると思いますが、何ものにも代えがたい存在の子どもを残し、成長を見守る

ことができず、人生を終える無念さ、悔しさ、悲しさは計り知れません。「死ぬくらいなら会社を辞めればよい」「SOSをだせばよかった」と健康の人はいいいますが、精神的に追い詰められたり、うつ状態では正常な判断はできないことを強調しています。

牧内さんは、マー君の詩との出会いから、①自分だけで抱えるのではなく、人にも協力を求める、②加害者にならない、③相談のチャンネルを広げる、④危うい人に相談を心がける、などの考え方で行動します。また、仕事から逃げることに罪悪感を感じていたものを「逃げることは悪いことではない。次に行こうとすることである」と仕事に対する価値観を変え、前向きに考えるようになります。心の中で常に転職を想定し、辞めるという選択肢を増やすことで心にゆとりを持つようになったともいいます。ゆとりを維持し過労にならないために、①起床時刻、②仕事や取材の時間、③帰宅時刻、④自分や家族の体調をメモするようにして時間や健康の管理を行い、その結果、仕事以外の色々なところでアイデンティの大切さを知ったといえます。それまで過労となっても沢山の記事を書くことに価値を見出していたのが、記事を将来にわたり書き続けられる健康状態に保つことの方が大事で、社会の貢献にもつながる考えるようになり、現在の方が社会に意味のある記事が書けていると自身の仕事を振り返っています。

一方、パワハラ事件を取りを上げ、コミュニケーションの大切さを訴えています。県庁職員で、上司からパワハラを受けて妻のおなかにいる子を残しながら自死した事件で、どんな職場でも起こりうる警鐘を鳴らしています。具体的には、特殊プロジェクトチームに配置され4人という閉鎖された人間関係の中で、上司である係長に「そんな仕事で給料もらえると思うな」などの叱責や暴言を受け、自死に至ります。加害の係長は、取材ではパワハラの実実は認めても、エリートでしかも仕事至上主義であるため、被害者のミスで自分の業務が増えたと責任については否定し、係長もまた過重労働であったといえます。こうした状況は、どんな職場でも起こる可能性があり、特にコミュニケーションの不足は上司の責任の問題で部下から状況を聞き取り、自分の価値観とすり合わせていかなければならない職場の問題であることを強調しています。パワハラは、職場の人間関係が大きな要素となっているので、同僚が防げたのではないかと、傍観は加担と同じとの厳しい指摘もありました。また、パワハラ基準として、「業務上の適切な範囲を超える言動」の曖昧さを疑問視し、適正な範囲を理由とするパワハラ容認は、「子どもにきちんと説明できるのか」「一般の人と人との間で許されないものは会社でも許されない」と指示や指導の公正さや正当性を求めています。同時に関係性を閉ざされ、孤立する苦しさや深刻さも指摘しています。ハラスメントをなくすには職場での関係性を良くし、並行的に長時間労働縮減やノルマの削減をすすめることとし、「自分がいなくても会社は動いている。危なくなったら逃げるのが大事」の言葉で講演を終えています。

遺族の会からは3報告。特に新潟の水道局に勤務し上司のパワハラで父親を失った子どもからのメッセージ動画は沁みました。父親は当時38歳で、母親、長男4歳、長女1歳の4人家族。通夜の日に遺書が見つかり、母親は直ちにパワハラの内容を水道局に伝えたが、上司はいじめを否定し、水道局もいじめを認めなかった。3年後に公務災害で認定されるも、水道局はいじめはないと責任を回避し、現在は地裁で損害賠償を求め提訴中といえます。娘さんは小学高学年になり父親がいないことを不思議に思いますが、事実も知り、父親の記憶は一切なくとも自分の成長を見てほしかったと願うも、叶わぬ夢と言っています。また、一人であたかう母親の姿を見て悲しいといい、水道局にいじめを認め、反省をし、自分たちの家族で終わりにしたい。これ以上犠牲者を出してほしくないと訴えます。お母さんの発言も合わせ、真実を知りたいこと、水道局にパワハラを認めてほしいこと、再発防止の願いを込めたメッセージでした。他の遺族からは、持ち帰り残業を時間外労働として扱わないことや個人の脆弱性に原因を転嫁して労災を認めないことなど、過労死認定基準の問題や人権を重視しない労働行政の姿勢について指摘がありました。

閉会の挨拶では、①過労死防止には社会の変容を含め教育による啓発が必要なこと、②36協定を締結し、時間外労働の上限規制を遵守させるなど現行法を追求すること、③風通しの良い職場にするには、職場実態や問題点を調べて解決に向け集団的労使関係を構築すること、④働く一人一人が声をあげて発言権を獲得し、職場の民主主義を図ること、などにまとめられ、全く同感でした。過労死等は仕事の質・量、人間関係など必ず職場に関係していること、自分も当事者になりうること、そうした時、自分の事として、どんな職場にしたのかを考えることが、安全で安心の職場づくりの第一歩となるのではないのでしょうか。

「ぼくの夢」

大きくなったら

ぼくは、博士になりたい

そして、ドラえもんに出てくるような
タイムマシンをつくる

僕は、タイムマシンにのって

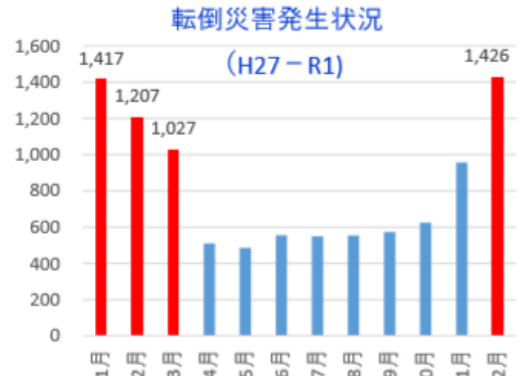
お父さんの死んでしまう前の日に行く
そして

「仕事にいったらあかん」というんや



冬型事故の未然防止に向けて！ 転倒しやすい箇所を想定しておこう！

右図は、過去5年間の転倒災害の月別発生状況ですが、12月～3月末日の冬季に集中し、交通災害も同傾向となっています。北海道労働局は、この期間を「冬季災害ゼロ運動」として、転倒災害、交通労働災害、一酸化炭素中毒災害、高所における除雪作業災害の防止対策を推進することから、これに合わせ、冬場の転倒防止について考えていきます。



1. 事業場における転倒防止策として

- (1) 敷地内の安全通路を指定し従業員に周知します。転倒の可能性のある箇所に対して、①段差や凹凸、突起物、継ぎ目などつまずく原因となるものを改善します。②除雪をきちんと行い、滑りやすい場所には融雪剤や砂の散布、温風機の設置や滑り止めの設置を行うなど、転倒防止の対策をとります。
- (2) 作業時には、滑りにくい靴を着用します。事業場の出入り口付近は滑りやすいので特段に注意を払い、屋内に入る時には、外靴についた靴裏の雪や水分を徹底して除去します。

2. 通勤や帰宅時における転倒防止の注意箇所として

- 積雪や気候の状況、朝夕・日中の気温の寒暖差、人や車両の交通量、道路の構造的な問題等によって、冬の路面状況は一日の中でも刻々と変化し、転倒や交通事故につながる危険性があることから、特に冬型の事故防止対策として、路面に影響を及ぼす諸条件について知っておくことが大切です。
- (3) 横断歩道付近 ～ 横断歩道は人や車が沢山通る箇所なので雪が固められる一方で、車の走行や停車中の熱で溶けやすくなり、発信する際にタイヤとの摩擦で路面が磨かれるなど滑りやすくなります。また、歩道と横断歩道の堺目には段差があったり、傾斜があったりし、特に横断歩道の白線上は滑りやすいことから、注意が必要です。
 - (4) ロードヒーティングの切れ目付近 ～ ロードヒーティングの切れ目は、段差があったり、路面状況が異なって足場が変わるなどして部分的に滑る箇所があります。また、マンホールの上などは見えていても滑りやすく、表面の凹凸があることから注意が必要です。
 - (5) 地下鉄駅や地下街の出口付近 ～ 地下鉄駅や地下街の出口付近は、人通りが多くて路面がつるつるになり、段差もあります。また靴底が濡れているため、地下鉄入口や階段、地下街に入るときには十分に雪や水分を除去して入ることが大切です。
 - (6) 車両の出入り口の多い歩道やバス・タクシー乗り場の乗降口付近 ～ 店舗やガソリンスタンドの出入り口付近等の歩道やバス・タクシー乗り場の乗降口付近等は、人通りや車両の通行が多いことから、圧雪やタイヤの摩擦等で磨かれ滑りやすくなります。バスや市電・タクシー等の乗り降りの際には特に注意を払う必要があります。

3. 転倒を防止する行動として

- (7) 急がない・何かに気を取られない
急ぐと注意力が散漫になることから、通勤、仕事の打ち合わせ会や会議等への移動には時間に余裕をもち、あせらずに、あわてずに行動することが大切です。何かに気を取られたり、携帯電話で話に夢中になったりすると、足元に注意がいかず転倒の危険性が生じるので、ながら行動は避けます。
- (8) 両手をふさがない・ポケットに手を入れない
両手に荷物をもって歩いたり、ポケットに手を入れて歩くと、咄嗟の時に反射的に身を守れなくなり、大きな怪我となる危険性が生じることから、できるだけ手をふさがないようにします。

冬場の北海道は、思いがけないところで転倒災害や事故につながります。現在、何気なく通勤しているような状況であれば、冬道へのちょっとした注意や気配りで事故が未然に防げる場合も多いと思います。

上記の項目を例に、通勤路の危険個所のチェックや情報収集など、実践してみたいかでしょうか？